

○千歳市交通安全教育施設設置条例

改正

昭和53年10月20日条例第25号
昭和55年12月19日条例第22号
昭和61年4月1日条例第9号
平成14年9月20日条例第27号
平成17年4月1日条例第31号
平成22年3月24日条例第23号

千歳市交通安全教育施設設置条例

(設置)

第1条 児童等に対し、交通知識の普及及び交通道德のかん養を図るとともに、市民に憩いの場を提供し、もって市民の福祉の増進に寄与するため、千歳市交通安全教育施設（以下「交通教育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交通教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 千歳市交通安全教育施設

位置 千歳市花園1丁目28番地

(開設期間等)

第3条 交通教育施設の開設期間は、5月1日から10月31日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開設期間を延長し、又は短縮することができる。

2 交通教育施設の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に開場時間を延長し、又は短縮することができる。

3 交通教育施設の閉場日は、毎週月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日）とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、閉場日に開場し、又は開場日に閉場することができる。

(施設の設備等)

第4条 交通教育施設に次に掲げる設備その他の物件を設ける。

(1) 道路、交通信号機、道路標識等の模擬交通設備

(2) ブランコ、シーソー等の遊具設備

(3) その他交通教育施設の運営に必要な施設その他の物件

(遵守事項)

第5条 交通教育施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設又は設備その他の物件を破損し、又は汚損しないこと。

(2) 木竹又は草花を採取し、又は損傷しないこと。

(3) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車しないこと。

(4) 前各号のほか、市長の指示する事項

(利用等の制限)

第6条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、交通教育施設の利用をさせず、又はその利用を中止させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備その他の物件を破損し、汚染し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他交通教育施設の管理運営上支障があるとき。
(損害賠償)

第7条 利用者は、施設又は設備その他の物件を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
(指定管理者による管理)

第8条 交通教育施設の管理は、市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に交通教育施設の管理を行わせる場合にあつては、第3条中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交通教育施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、交通教育施設の運営に関する事務のうち市長が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

第10条 指定管理者が交通教育施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年12月19日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千歳市交通安全教育施設設置条例第7条の規定に基づき交通教育施設の全部又は一部の管理を委託している場合については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月24日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千歳市交通安全教育施設設置条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後に指定する指定管理者の管理の期間について適用し、同日前に指定した指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。